

令和3年度 博物館（学芸員）実習のご案内

さいたま緑の森博物館

さいたま緑の森博物館では、学芸員の資格取得を目指す学生を支援するため、令和3年度も博物館（学芸員）実習を行います。

実習を希望する学生は以下の項目を確認の上、お申し込みください。

1、対象者

実習の対象者は、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 実習受講時に大学4年生以上である者。
- (2) 大学において博物館実習以外の必要科目（博物館法施行規則第1条の規定に基づく）の単位を修得済ないし修得見込みの者。
- (3) 自然科学系の学生である者。
- (4) 自然史系博物館の学芸員を希望する者。
- (5) 全日程参加できる者

2、日程・人数

日程：令和3年9月2日（木）、3日（金）、5日（日）、9日（木）、10日（金）、11日（土）、12日（日）、16日（木）、17日（金）、19日（日）の10日間

募集人数：5名程度

3、応募方法等

- (1) 募集期間 4月1日（水）～5月31日（金）必着
 - (2) 下記の応募書類をとりまとめ、さいたま緑の森博物館宛に郵送すること。
 - ① 博物館（学芸員）実習申込書（大学が記入）様式第1号
 - ② 実習申込理由書（学生が記入）様式第2号
 - ③ 実習生調査書（身上書）（学生が記入）様式第3号
 - ④ 誓約書（学生及び保証人が直筆署名）様式第4号
- ※ 応募書類（エクセル形式）はホームページからダウンロードできます。
- (3) 宛先 〒358-0014 埼玉県入間市宮寺889-1
さいたま緑の森博物館 実習担当宛

4、実習申し込み時の注意事項

さいたま緑の森博物館は、博物館法第 2 条第 1 項に規定する「博物館」、及び第 29 条に規定する「博物館に相当する施設」ではありません。

また、平成 23 年 4 月 1 日から当施設の管理運営は指定管理者が行っております。

さいたま緑の森博物館における実習が博物館法施行規則第 1 条に規定する「博物館に関する科目の単位（博物館実習）」として認定されるためには、各大学からさいたま緑の森博物館を同施行規則第 2 条第 1 項に規定する「大学においてこれに準ずると認められた施設」として承認されることが必要になります。

実習を希望される方は、この点を必ず大学に確認した上でお申し込みください。

5、選考の方法

受け入れ予定数を超えて応募がある場合には、応募書類をもとに選考します。

6、受け入れの通知

6月上旬頃までに、館長より、受け入れの可否を書面（実習承諾書または不可通知書）にて通知します。

8、実習の費用

教材費等の実費負担を除き、実習に関わる費用は無料です。

9、修了証など

修了証、評価票、出勤簿等は大学の書式を使用し、さいたま緑の森博物館館長が発行します。

10、注意事項等

- ① 実習中に不適切な態度や行動が認められる場合は、実習を中止する場合があります。
- ② 実習生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、さいたま緑の森博物館は一切の責任を負いません。
- ③ 実習生に起因する事由により、当館が損失・損害を受けた場合には、実習生並びに保証人が連帯してこれを賠償すること。
- ④ 実習に関わる傷害保険等は実習生が各自の責任で加入すること。
- ⑤ 実習生は実習で知りえた個人情報等を、実習中・後に関わらず漏らしてはならない。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、実施日の変更または中止の可能性があります。

申込・問合せ先

さいたま緑の森博物館 実習担当 Tel : 04-2934-4396

※休館日は月曜日と祝日の翌日、月曜が祝日の場合は翌火曜日が休館。